

第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画の概要

令和4年4月
自然環境課

1 計画策定の背景

西中国地域（広島県、島根県及び山口県）のクマは他地域から孤立して分布し、平成6年以降は、国による狩猟禁止措置がとられ、平成15年に3県で共通の保護管理計画を作成し、総合的・科学的な管理を行ってきた。令和2年度に実施した生息状況調査では、生息数及び分布域ともに安定的な状態であり、個体群の危機的な状況は脱したと考えられる一方で、人とツキノワグマの軋轢が増加しており、第5期計画では、第二種特定鳥獣管理計画として作成した。

2 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 保護が行われる区域（島根県、山口県も各々の県で策定）

広島県全域

5 第5期計画の目標・施策

(1) 管理の目標

人身被害の防止、農林畜産業被害の軽減、個体群の安定的な維持

(2) 目標を達成するための施策

① ゾーニング管理

3つのゾーンに区分し、それぞれの管理方針のもとに対策を実施
(保護地域・緩衝地域・排除地域)

② 個体群管理

- ・西中国山地の脊梁部を中心に安定的に存続を図り、現状の分布域を拡大させないこととする。
- ・排除地域中心に被害防止を目的とした捕獲を実施する。

③ 被害防止対策

- ・誘引物管理を強化し出没抑制を行う。効果検証を行う。
- ・人身事故の情報を収集し、事故の分析と再発防止につなげる。
- ・捕獲作業時の安全管理対策を徹底させる。
- ・緊急時における体制の構築、パトロール・追払い体制の整備を図る。

④ 生息地環境管理

- ・保護地域を中心に生息環境を維持し、奥山での安定的な維持と定着化を図る。
- ・緩衝帯を整備する。

⑤ 錯誤捕獲の防止と対策

- ・ツキノワグマの錯誤捕獲数を減少させる。
- ・くくりわな架設禁止区域の継続、箱わなの構造や誘引餌に関する調査研究・放獣率を高める

⑥ 普及啓発

- ・一般向けの生態・被害防止等に関する普及啓発を実施する。
- ・担当者等を対象とした、被害防止対策技術や錯誤捕獲防止に関する普及啓発を実施する。

6 モニタリング等の調査研究

ツキノワグマの生息状況変化を評価するための「個体群のモニタリング」と、各種の施策及び対策の実行と効果を評価するための「施策・対策のモニタリング」を実施する。

7 その他特定鳥獣の管理のために必要な事項

関係機関と適切に連携し、実施体制を構築し、計画の評価・改善を図る。